

## 卒業の認定に関する方針

本校は、学校教育法に基づき優秀な美容師等となる為に必要な専門的理論と高度な技術を教育し、魅力ある社会人であると同時に専門家としての鋭い感性を育成することを目的とする。

また、本校は美容師養成施設であるため卒業の資格をもって美容師国家試験受験資格を満たすことになる。卒業判定は、学則第 16 条及び校則第 7 に定める要件を満たしているかどうかを卒業判定委員会にて判定することにより行う。

### 学則第 16 条

1. 校長は教育課程の定めるところにより、各学年ごとに修了すべき学科目について試験を行い、合格者に対して当該学科目の修了を認定する。ただし、実習については実習の成績によって修了を認定することができる。
2. 本校所定の課程を修了した者には、卒業証書を授与する。

### 校則第 7

1. 卒業の認定は、所定の教科課目を修了した者について、校長が認定する。
2. 各教科課目の修了は次の通りである。
  - (1) 各教科課目が 60 点以上であること。
  - (2) 各教科課目の所定時間数を満たしていること。
  - (3) 出席率について、学科は 3 分の 2 以上、実技は 5 分の 4 以上であること。